

平成26年6月

篠栗町議会第2回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：6月5日(木)～13日(金) 9日間)

会期	月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
第1日	6	5	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	6	6	金	考 案 日		
第3日	6	7	土	休 会		閉 庁
第4日	6	8	日	休 会		閉 庁
第5日	6	9	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	6	10	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	6	11	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	6	12	木	予 備 日		
第9日	6	13	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成26年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成26年6月5日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 11番 , 12番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
30	専決処分の承認を求めることについて(専決第7号) 〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕	文教厚生 常任委員会
31	専決処分の承認を求めることについて(専決第8号) 〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
32	専決処分の承認を求めることについて(専決第9号) 〔平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について〕	予算 特別委員会
34	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
35	損害賠償額の確定について	文教厚生 常任委員会
36	平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
37	平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
38	平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
39	平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
40	平成26年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会

平成26年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成26年6月9日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	8番	松田 國守	議員
2.	12番	荒牧 泰範	議員
3.	11番	後藤 百合子	議員
4.	4番	横山 久義	議員
5.	1番	村瀬 敬太郎	議員
6.	2番	飯田 浩二	議員

平成26年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成26年6月10日(火) 午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第2, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
41	平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について	予算特別委員会

平成26年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

平成26年6月13日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)
〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第2, 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)
〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について〕
- 第3, 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号)
〔平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について〕
- 第4, 議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第35号 損害賠償額の確定について
- 第6, 議案第36号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について
- 第7, 議案第37号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第8, 議案第38号 平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第9, 議案第39号 平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第10, 議案第40号 平成26年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第11, 議案第41号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について
- 第12, 推薦案第1号 篠栗町農業委員会選任委員の推薦について
- 第13, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成26年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月5日(開会)

平成26年 第2回 定例会 会議録

日時 平成26年6月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義			6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

5番 大楠 英志

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	立花 博友	会 計 課 長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	村嶋 茂則	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長補佐	平山 智久
栗の子保育園長	萩尾 一男	産 業 観 光 課 長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博 文	上 下 水 道 課 長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社 会 教 育 課 長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長 清原 眞也 次 長 松岡 秀策

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏） おはようございます。

本日は、大楠英志議員が入院中のため欠席ですが、定足数に達しておりますので、開議は成立いたします。

なお、執行部では、井上こども育成課長が欠席のため、平山課長補佐が代理出席しております。

ただいまから、平成 26 年第 2 回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、11 番、後藤百合子議員、12 番、荒牧泰範議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 9 日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 13 日までの 9 日間に決定いたしました。

日程第 3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり議案第 30 号から議案第 40 号までの 11 議案と推薦案 1 件でございます。

それでは、議案第 30 号から議案第 40 号までを一括議題とし、町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦正） おはようございます。

本日は、平成 26 年第 2 回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜りまことにありがとうございました。

提案理由に入ります前に、若干、諸情勢の報告をいたします。

北部九州も 6 月 2 日に梅雨入りいたしまして、季節は確実に移り変わっております。

す。

篠栗町におきましても、田植えが山間部から順調に進んでいるようでございまして、町の至る所で見える紫陽花も一雨ごとに生き活きと大きく花開く気配でございませす。

平成21年7月に、豪雨災害に見舞われた我が町は、今年も広報ささぐり6月号で「災害から身を守ろう」との見出しで特集を組みました。

災害はいつ起きるかわからない。今後も、災害の怖さを風化させることのないよう、そのための備えを万全にしていまいります。

災害時には、「自助」「近助」「共助」「公助」の連携が必要であります。

そうした見地から、最近は、「防災自治」という表現がよく使われるようになってきました。

防災をよりどころに地域の連帯をこれまで以上に深めるべきであり、そのような取り組みを通して、自分たちの地域のことは自分たちでという自治が生まれるとの考えであります。

昨今の組合加入率の減少問題を改善できるヒントが、隠されているような気がしております。

今後、職員で勉強を重ね、区長会と協議してまいりたいと考えております。

去る、5月7日の福岡県町村会理事会において、福岡県町村会監事の職を拝命をしたことを御報告いたします。

御承知のとおり、数年前に福岡県町村会は不明瞭な資金の流れが明らかになり、マスコミ初め福岡県民から痛烈な批判を浴びた経験がございませす。

福岡県町村会長である南里志免町長を支え、福岡県町村会のさらなる透明化のために微力ではございませすが、精いっぱい努める所存でございませす。

篠栗町第5次総合計画の2年目がスタートして2カ月経過いたしました。

今回の総合計画「ささぐり みんなの道標^{まちしるべ}」の設定期間は5年間でございます。住民の皆さんのワークショップから導かれた詳細な内容に基づき、町から篠栗町総合計画審議会に諮問し、同審議会における慎重な協議の答申をいただきました。

これは篠栗町全体の思いであります。

去る、5月19日のまちづくり住民説明会でもお話しいたしましたが、もう中盤に差しかかっております。

5年間で目標としている成果指標を達成できるよう、さらなる努力を重ねてまいります。

6月4日に、乙犬・尾仲・若杉の区長、水利関係者、農事組合関係者から成るグリーンパーク稼働延長協議会をスタートすることができました。

7月から実施協議に入ることであり、協議内容につきましては、適宜議会に報告してまいりたいと考えております。

冒頭防災について述べましたが、昨日、福岡県防災危機管理局とともに、災害対策本部設置訓練を行いました。

一部の議員の皆様も見学にお越しにいただきましたが、時に応じた的確な判断と指示、行動が求められる、災害対策本部の運営について、大変勉強になりました。

訓練でできないことは、災害時にできるはずがありません。

平時における災害を想定した訓練の重要性を認識し、こうした訓練を重ねる必要があることを痛感いたしました。

今後とも、福岡県防災危機管理局の御指導を仰ぎながら、継続して取り組んでまいりたいと考えております。平成26年第1回定例会におきましても、職員の交通事故による損害賠償案件を2件報告いたしました。今回もまた同様の事故を起こしてしまいました。

また、この事故の損害賠償支払いにおいて50万円超の損害賠償の支払い処理を議会の議決を経ずに行いました。

平成21年12月8日施行の篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例に違反する議会軽視と言われても弁解できない事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。また、この他にも、住民課、国民健康保険係において、社会保険診療報酬支払基金への請求額を誤るミス、健康課において、介護保険料の算定に関しては誤った額で請求するミスが発生いたしました。

いずれも職員の事務知識の欠如、管理者のチェックの甘さから発生した事務ミスであり、相当の注意を払って事務対応していれば防ぐことのできた内容であります。

詳細は本会議中の所管委員会に説明した上で、補正予算審査の際に報告いたしますが、これはひとえに、私の全体の管理も甘さに起因するものであります。

全ては、私の不徳のいたすところでございます。大変申しわけございませんでした。

こうしたミスを繰り返さないために、一昨日、リスク管理体制の強化について、課長会、課長補佐会で会議を持ちました。

今さらながら、こうした会議を開催しなければならないことは、内心じくじたる

思いであります。この会議を踏まえて、今後は、事務処理の質を地方分権時代にふさわしいレベルになるよう日々の研鑽等処理体制を早急に改革し、実行に移してまいります。

今後も議会に対して、経過を報告してまいります。

最後に、議員各位におかれましては任期最終年度としてさらに厳しく行政運営につきまして御指導いただき、職員を叱咤激励いただきまして、篠栗町の自治の確立と発展に御尽力を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をいたします。

本定例会に提案しております議案は、議案第30号から議案第40号までの11議案であります。

議案第30号から議案第32号までの3議案はいずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

議案第30号は、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第40号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金分及び介護分をそれぞれ2万円引き上げるものなどであります。

議案第31号は、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律等が平成26年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例（昭和30年条例第3号）篠栗町税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第7号）及び篠栗町税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第15号）の一部を改正する必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

改正の主な内容は、法人住民税法人税割の税率引き下げ、自動車取得税の税率引き下げ、軽自動車税の税率引き上げ、固定資産税等の課税標準特例措置の廃止及び拡充、東日本大震災に係る固定資産税に係る課税免除措置の延長を定めたものであります。

議案第32号は、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第1号につ

いてであります。

本議案は、平成25年度の当該会計決算において医療費の大幅な増加に伴う歳出超過のため、平成26年度からの繰上充用を行う必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

補正予算の内容は、平成25年度の同会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成26年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金、1億6,000万円を追加したものであります。

議案第33号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本議案は、現委員であります、三浦勇二氏が本年9月30日をもって任期満了となるため、新たに人権擁護委員として郡嶋正弘氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第34号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）の一部が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の規定する審査会の名称を改める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、損害賠償額の確定についてであります。

本議案は、平成26年2月13日に、本町職員が乳児訪問のため、同課所管の公用車で相手方駐車場に駐車する際、カーポートの高さを見誤り、相手方カーポート屋根を損傷した物損事故について、町が相手方に対し、損害賠償金51万840円を支払うため、議会の議決を求めるものであります。

なお、この事故にかかる損害賠償金の支払い事務につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事務処理において、法律や条例に基づかない不適切が取り扱いがございました。

詳細につきましては、委員会において御説明申し上げます。

改めておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

議案第36号は、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第1号についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,065万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億8,015万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、普通交付税4,832万9,000円、社会保障税番号制度システム整備費補助金1,300万円、再生可能エネルギー導入促進事業補助金492万4,000円、諸収入として派遣職員の人件費交付金1,440万円を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、総務費、再生可能エネルギー対策事業費491万6,000円、ITインフラ管理費363万9,000円、社会保障税番号制度事業費3,507万5,000円、商工費、商工振興事業費100万円、観光施設管理費3,218万4,000円、教育費、小中学校整備事業費248万4,000円、公民分館事業費132万7,000円及び人事異動による人件費1,609万4,000円を増額補正し、他会計繰出金526万6,000円を減額補正するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合の化学消防ポンプ自動車整備に係る粕屋南部消防組合分担金、平成25年地方債元利償還金について債務負担行為を行うものであります。

議案第37号から議案第40号までの4議案は、人事異動等による人件費の補正であります。

議案第37号は、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。

補正総額は404万円の減額補正であります。

議案第38号は、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。

補正総額は881万2,000円を増額補正であります。

議案第39号は、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算第1号についてであります。

補正総額は1,003万8,000円の減額補正であります。

議案第40号は、平成26年度篠栗町水道事業会計補正予算第1号についてであります。

補正総額は32万2,000円を増額補正であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（今泉正敏） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

日程第４、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第３０号から議案第４０号までの１１議案と推薦案１件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第３３号につきましては、人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の議題といたします。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第３０号と議案第３１号及び議案第３４号と議案第３５号の４議案につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

また、議案第３２号の専決予算及び議案第３６号から議案第４０号までの補正予算の計６議案につきましては、議長を除く１１人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は１番、後藤百合子議員、副委員長は８番、松田國守議員です。

次に、推薦案１件につきましては、本日開催の議会全員協議会で選任委員について協議を行いますので、委員会への付託は省略し、最終日に採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

最後に、規程１件と報告２件については、１１日の予算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第５、議案第３３号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案の説明を安河内福祉環境課長に求めます。

安河内課長。

○福祉環境課長（安河内正邦） それでは議案の説明をいたします。

議案第33号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所、糟屋郡篠栗町大字篠栗4716番地5、氏名、郡嶋正弘、生年月日、昭和19年9月22日、平成26年6月5日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由、人権擁護委員の三浦勇二氏が平成26年9月30日をもって退任となり、後任の候補者を推薦するため。以上でございます。

次ページに履歴書を付けておりますので、後ほど御参照ください。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの福祉環境課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

閉会いたします前に、西教育長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

西教育長。

○教育長（西邦彰） おはようございます。

本日は、議会の皆様には、このような挨拶の機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

申し遅れましたが、4月より、篠栗町教育長を拝命いたしております、西邦彰でございます。

篠栗町の教育行政を担わせていただくことで、ふるさとの教育に携われる喜びと同時に、責任の重大さに身が引き締まる思いでございます。

微力ではございますが、全力を傾注してまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、篠栗町には、教育を大事にする風土と地域全体で子どもたちを守り育てるという地域の教育力が連綿と受け継がれております。

そして、豊かな自然はもちろんのこと、歴史や郷土の文化、地域の人材などの教育的資源にも恵まれております。

そこで、教育行政の推進に当たりましては、まちづくりは人づくりを基本理念とし、篠栗町の教育的資源を有効に活用して、本町の第5次篠栗町総合計画の基本目標であります、夢を持ち、心と体が元気な子どもが育つまちづくりと豊かな心を育む喜びとふれあいのまちづくりの実現を目指して努めてまいります。

篠栗町の将来を担う子どもたちにとって、変化の激しい現代社会をたくましく生き抜くためには、規範意識を養い、自ら考え判断し、よりよい社会を実現できる力を培うことが肝要と考えております。

そのためには、学校のみならず、家庭や地域社会が相互に連携し、幼児から児童生徒の成長にかかわっていくことが大切であると考えております。

子どもたちの学力や体力の向上をはじめ、教育環境や施設設備の充実、また、豊かな生涯学習社会づくりのためには、さまざまな取り組みが必要であります。町議会の皆様をはじめ、地域の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉正敏） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

散会 午前10時25分

平成26年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月9日(一般質問)

平成26年 第2回 定例会 会議録

日時 平成26年6月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	6番	草場 謙次		
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

5番 大楠 英志

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	西邦 彰	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	立花 博友	会計課長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	村嶋 茂則	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長補佐	平山 智久
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 主事 松岡 秀策

開会 午前10時00分

○議長（今泉 正敏） おはようございます。

本日、大楠議員は、入院のため欠席ですが、定足数に達しておりますので、開議は成立いたします。

なお執行部では、井上こども育成課長が入院のため、平山課長補佐が代理出席しております。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は6名でございます。

質問時間は申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。

ただし、これまでこのように申しておりましたけども、今回からリアルタイムでの配信となりますので、お互い議員の皆様、執行部の皆様におかれましては、発言には、しっかりと注意していただきますようお願いいたします。

御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、松田國守議員。

○議員（松田 國守） 議席番号8番、松田でございます。

本日は2問、町長にお尋ねいたします。

まず、側溝につきましてお尋ねします。

我が町の側溝整備は、各団地を中心に、毎年の予算で進められております。

各団地のメーンは、ほぼ整備を終えておりますが、奥に入りますと、未整備の箇所が多々あります。

要望してから既に10数年たつところもあるようでございます。

ある団地では、側溝整備5カ年計画を作成し、その推進を図っております。

行政に相談した上での計画であります。

この6月には、その1期目が終わりますが、整備率は、その計画の約50%で、これまでの予算ではなかなか進まない状況であると考えます。

我が町はこれまで、平成21年の豪雨災害の復旧整備事業に高額のコストをつぎこんでまいりましたが、その事業もほぼ終わりました。

この際、側溝整備の予算を抜本的に、見直す考えはないか、御見解を求めます。

○議長（今泉 正敏） それでは、まず、ただいまの1問目の質問に対して、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいまの松田議員の1問目の質問、側溝整備予算の抜本的な見直しをについて、お答えいたします。

ご質問中にありました側溝整備予算の執行につきましては、行政区からの要望や開発年次が古い団地内の整備を合わせ、予算額の範囲内において、極力整備更新を進めております。

また、団地内の側溝整備につきましては、地域の方々がそれぞれの考えのもと、整備を望んであることから、区長、地域の方々による整備計画に基づき整備を実施しているケースもございます。

順次、整備を進めておりますが、未整備箇所の解消には相当年数を要することも事実でございます。

町民の皆様の生活環境並びに交通安全の観点からも、議員の皆様とさらに協議を重ねながら、整備事業予算の確保並びに整備促進を図りたいと考えております。

また、御指摘のとおり、今年度の土木費は、当初予算において確定した計画が少ない状況となっております。町内土木事業の振興のためにも予定しております町内維持管理費の執行に上乗せする形で、追加事業の策定を急いでいるところであります。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） 松田議員。

○議員（松田 國守） はい、側溝整備につきましては、今、町長の答弁にありますけれども、どうぞできるだけ早くですね、進めていただくようにご配慮いただきますよう、お願いします。

次に、2問目は、利便性の高い交通体系のことについて、わが町は東に飯塚市、

西に福岡市を控え、JR篠栗線と国道201号線並びに県道607号線が町を東西に横断し、広域的な、交通利便性に富んでいます。

しかしながら、従前からの課題であります町内南北の交通利便性は、至って脆弱であります。

先般、隣町の人口が4万5,000人に達したと報道がありました。

これからの人口増加率は全国一と目され、2030年には5万1,000人を突破すると予測されております。

全国的に人口が減り続け、45年までに、市区町村の半分が消滅する可能性があるという危惧されている中、極めて明るい展望であります。

福岡市に隣接し、子育てがしやすいということもあって、子育て世代の流入による出生率の高いことが大きな原因のようですが、JR篠栗線とJR香椎線が交差する長者原駅を起点とした縦横に伸びる線に6カ所のJR駅があることと、その駅とうまくアクセスするふれあいバスの高い利便性で暮らしやすい、ということが背景にあると考えられます。

わが町におきましては、オアシス号が大変好評で、利用者は大変喜んでおられます。

ところが、JR篠栗線を利用するには極めて不便な地域があります。

ちなみに、門松駅を利用する人たちの多数が駅まで車で、あるいは自転車で、あるいは車での送迎によることが大半であるようです。

他町にある駅であります、これに直接アクセスする交通手段があれば、その地域の生活環境は大幅に改善されます。

交通の利便性は、我が町が進める子育て環境充実の推進とともに、まちづくりの中心的テーマであると思います。

住民の均衡ある生活環境の充実を図るための利便性の高い交通体系は喫緊の課題かと考えますが、御見解を求めます。

○議長（今泉 正敏） それでは、2問目の質問に対して、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、2問目の利便性の高い交通体系で均衡ある生活環境について、答弁いたします。

住みやすいまちを目指す自治体にとって利便性の高い交通体系を目指すことは重要なテーマであると思います。

最近では、政府発信組織であります「日本創生会議」人口減少問題検討分科会」

によって2040年に全国896の市町村が消滅の危機に直面するとのショッキングな発表がありました。

ちなみに、この将来推計人口で篠栗町は、2010年が3万1318人、2040年は2万9,157人となっております。

うち、これは若年女性人口を主体とした視点からの人口推計でございますが、若年女性人口減少率は25.5%となっております。

本町においても、人口減少期に備え、諸施策を講じていかなければならないことは言うまでもありませんが、議員御指摘のとおり、住みたいまちを推進するに当たり、交通体系の改善は重要な課題で、町全体の課題であるともとらえております。

御質問にもありますように、オアシスバスにつきましては御存じのとおり、オアシス篠栗までの巡回用の福祉バスでございますが、本来の地域交通の目的と異なることから、経路の変更等はなかなか難しいものがあります。

そこで、本町独自の公共交通サービスを導入するとなれば、地域の特性に合ったコンパクトな生活交通を構築する必要があります。

また、法令も含め、さまざまな問題をクリアしなければならないことにもなります。

例えば、運行可能なルートは定められた道路幅員が必要となることや、既存交通事業者の了解、停留所の設置に伴う周辺住民の理解も考慮しなければならずコミュニティバスとなりますと、運賃の負担も生じることとなります。

地域交通にとって大切なことは、地域のニーズに合った交通サービスを適切に提唱もすることと、それを維持することにあります。

これらを踏まえた上で、持続できる地域交通への方向性を考える沿線地域住民の参加を促し、事業者と行政、住民がみんなで作って、育てて、維持していくことが必要となってまいります。

すなわち、本当に必要な地域交通であるならば、その持続性に向けて責任を行政と事業者が沿線住民を中心とする地域と協働しつつ、分担し、支え合うことが重要と言えるのではないのでしょうか。

今後の地域の自立や活性化を考える上で、公共交通が果たす役割はますます大きくなることから、交通弱者の足の確保のため、地域の現状に応じた対策を講じていかなければならないと考えております。

そのためには、マスタープランの改定や地区計画を策定した後、新たな公共交通マスタープラン的なものを策定する必要が生じてくるものかと考えております。

その上で、既存の公共交通機関との共存を図りながら、一体となって地域の公共交通網を検討してまいりたいと考えております。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、松田議員。

○議員（松田 國守） この2番目の質問は、ことしの年賀状でですね、ある方からいただいたものです。

生活の不便さから、やむを得ずを表記の場所に移転しましたという内容でですね。

そういうことから、今日このような質問になったんですけども、将来的にですね。

やはり、町長おっしゃるように人口ふやすためにもですね、大事な要素ではなかろうかと思っております。まあ人口流入策といいますかね。これは当然のことですが、流出しない策も講じていかないといけないですので、どうぞよろしくをお願いします。

要望です。

○議長（今泉 正敏） では、質問順位2番目に移ります。

質問順位2番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） おはようございます。

12番、荒牧でございます。

町長に2問ほどお尋ねいたします。

まず初めに、長期水害対策を望むということで、近年、地球温暖化の影響からなのか、各地で異常気象による災害が多発しております。

我が町でも、落雷や突風による被害が増え、中でも集中豪雨による水害は尊い命を失うなど、甚大な被害を受けております。

町はもとより、国県の努力により、山間部の災害復旧や予防対策が進んでおりますが、人口密集地への予防策は十分でなく、特に懸念いたしますのは、堤防が決壊したときの明治区をはじめ、水路や川が氾濫した場合の尾仲・乙犬地区の家屋への浸水です。

これらを防ぐためには、多々良川の水を速やかに下流域に流すしか方法はないと思われま。

しかしながら、自然を残しつつ、博多湾まで、川底を掘り下げることが容易ではありませんし、通常の水位を下げれば、自然環境などもろもろの影響が出ることになります。

そこで、クリエイト篠栗付近に川底を走るオーバーフロー型の暗渠を敷設して、

水害を防ぐという手もあります。

莫大な費用を要するため、長期計画で、国の災害対策モデルケースとして補助金をいただくなどの交渉を始めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

お尋ねいたします。

○議長（今泉 正敏） それでは、まず1問目の質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、荒牧議員の1問目の御質問、長期水害対策を望むという御質問にお答えいたします。

異常気象による豪雨災害は、平成11年・21年、篠栗町や粕屋町は至るところで大きな被害が発生いたしました。

これら被害は、篠栗町を東西に流れる多々良川の機能が麻痺したことによるところが大きく、現在、この流域にある市町村により、「多々良川水系改修事業促進協議会」を設立いたしまして、多々良川の流下能力の向上、防災面での強化を含め、改修が進められております。

本事業のさらなる促進、早期完成を求めて、県と国に対し要望活動を継続して行っているところでございます。

昭和48年災害の苦い経験から、長期的に多々良川水系の整備は進められてきましたが、中でも鳴瀬ダム建設による流水の調整能力は大きく、昭和48年以上の雨が降った平成21年の九州・山口豪雨災害の際にも、平野部における浸水被害は最小限に食い止められたと認識しております。

とは言いましても、さらなるリスク管理の観点から、もしもの際の災害を出さないための整備は必要であると考えております。

そうした考えから、近年水浸被害をたびたび受けている尾仲・乙犬地区の改善のために往還川に流れ込む水路の改修を急いでいるところでございます。

議員の御提案は、以前粕屋町が整備いたしました、中央図書館と駐車場地下の調整池のような危険水域に達した場合に水位を下げるようなゾーンを設けるイメージと考えてよろしいのでしょうか。

そうした案も一考かと考えられます。

本河川の機能の強化につきましては、福岡県土整備事務所も長年研究をいただいております。河川増量の際の被害を食い止める策として、町内津波黒地区内農地の親水公園ビジョンもお聞きしたことがあります。

しかしながら、これは、河川課が下流域である粕屋町、福岡市での河川の氾濫を

防ぐための方策として出している提案でございまして、多くの農地を転用しなければならず、担当課の計画段階にとどまっております。

今後とも、本協議会を通じて、河川管理者であります県と十分協議いたしまして要望してまいりたいと考えております。

○議長（今泉 正敏） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 私の質問の仕方が悪く申し訳ありません。

地下プール型という格好でなくして、明治区あたりの1番堤防の低いところを地下でスルーしていく、ようするにクリエイト裏あたりの段差のあるところである程度以上に、水かさが増す、そこから落とし込んで地下を通して行って、和田あたりで出してあげるといふような格好にしたらいかがだろうかというふうに提案申し上げたわけで、いずれにいたしましても、鳴湊ダムができたことでだいぶ水量が減りましたが、まだ欄干までさしかかろうとすることもありますし、何よりも、篠栗町の地形において乙犬・尾仲地区は随分進んでおりますが、明治区あたりは、いかんともしがたい低さがありますので、全部地上げするわけにもまいりませんし、あの部分については何がしかの方策をとるべきだと、思います。

そのあたり今一度お尋ねいたします。

○議長（今泉 正敏） 三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま御質問のように再度質問がありましたように明治区それから、田中の北側にあります流田地区あるいは田中の南側地区、大変危険水域になるところが多ございますので、私どももそれについては、対応を迫られているところは事実でございます。

これにつきましては河川管理の県と協議し、県の工事としてお願いしていかなければいけない部分もございまして、今お話がありましたような膨大な計画でございますけれども、その辺のところも含めて、とにかく、今浸水の可能性がある地域にどう対応するかということをお私どもも積極的に要望してまいりたいと考えております。

あわせて申し上げますと、先ほどの私どもが行っております多々良川水系事業促進協議会におきましてもですね、この整備というのが下流域から進めていかないと、どうしようもないという県の見解もありまして、順次、福岡市からそしてまた、粕屋町の内橋地区から進んできておるところでございます。

そういうことも含めて、私どもも多々良川が水源までしっかりと流量調整できるような機能を果たせる河川になるように、継続して、県にも要望してまいりたいと

考えます。

以上です。

○議員（荒牧 泰範） 期成会でもっと知恵を出していただいて、ぜひとも国県の補助金をひっぱり出すような格好で早期実現を目指していただきますよう要望いたしますとともに、関連で、高田の方から御指摘を受けたんですが、上町区にある採石場跡地。あそこが掘削した分の埋戻しが終わって上に積み上げているらしいんですが、その地区が、米の山水系の雨期は大きな川道となりますんで、そこが決壊したときに、下に土石流が流れますと、上町区の避難場所、上町公民館が土砂に埋もれてるっていう格好になると、人命がまた失われる可能性が大でございますので、その点も町長の現状確認して対処していただきますよう要望して、1問目を終わります。

次に2問目ですが、保険料抛出の抑制をということで、現在、我が町の介護保険事業は、福岡県介護保険広域連合に加盟して行われておりますが、高齢者1人当たりの給付費は、高水準の自治体の2分の1以下であり、支払う保険料は半分ではなく、3分の2も抛出しなくてはなりません。

どう考えても不利な広域加盟であると思います。

現実問題として、—————我が町の皆さんに大きな保険料負担がのしかかり続けることはあってはならないと思います。

また、後期高齢者医療制度における75歳以上の医療費にしても、福岡県は全国平均どころか、断トツの5年連続のトップになっております。

しかも糟屋地区は、県内でもトップテンに5町が入っており、篠栗町も18位です。

どちらも簡単に脱会できない制度上の問題などがありますが、本格的な高齢社会の到来の前に改善されるべきですので、保険料抛出抑制策をお尋ねいたします。

○議長（今泉 正敏） それでは、2問目の質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、荒牧委員の2問目の御質問に対してお答えいたします。

保険料抛出抑制をという御質問でございましたが、まず、後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第48条で、都道府県ごとに全ての市町村が加入する広域連合を設置することと定められております。

後期高齢者医療制度の保険料は、全体医療費から、一部負担金を除いた額の1

0%を保険料で賄うこととなっておりますので、医療費を抑制しないと、保険料を抑制できないこととなっておりますのでございます。

本町における最近の1人当たりの医療費の状況を県内順位で見ますと平成25年度はまだ出ておりませんが、平成19年度から24年度までの6年間、県内順位は、平均より低い順位でございます。

また、これらの医療費の抑制策とは別に、保険料基盤安定事業として、県4分の3、町4分の1の持ち出しで、世帯の収入所得状況により、保険料の軽減措置を行っているところでございます。

このように、後期高齢者医療制度については、県内全体での取り組み状況、町の実績を見ながら、保険料抑制につなげるための努力をしているところでございます。

続きまして、福岡県介護保険広域連合は介護を社会で支える介護保険という新しい制度に取り組むために、平成11年7月に設立いたしました。

現在は、本町含みます県内33市町村で構成いたしております、全国最大の介護保険運営組織でございます。

複数の市町村が協力して取り組んでことで、より効率的な質の高いサービスやまちづくりの実現につながるものがございます。

介護保険料は、設立当初の平成12年度から平成16年度まで、構成市町村一律に設定されておりました。

しかしながら、議員が御指摘のとおり市町村ごとの高齢者の1人当たりの給付費を比べてみますと、2倍以上の格差があり、広域連合ではこの格差を緩和、是正することを目的といたしまして、平成17年度に給付水準が高いほうから順にA、B、Cの三つのグループに分けまして、グループごとに介護保険事業の収支が賄える保険料が設定されました。

本町は幸いにも介護給付費が低いことから、1番保険料の低いCグループに属しております。

今後、保険料負担をふやさないためには、高齢者ができる限り寝たきりや認知症等の介護や支援を受ける状態にならないように、各自治体が地域の実情に応じた介護予防事業を推進していくことが重要な施策でございます。

本町におきましてもオアシス篠栗での予防事業の取り組みが、町内の皆様の健康意識の高さにつながり、少しずつ効果が出ていると感じております。

これからも引き続き行っていきたいと考えております。

広域連合は、第5期介護保険事業計画において精査し、特に効果が上がったもの

として次の2項目を挙げております。

一つ目は、人的配置や電算機器の運用コストの面で大幅な節約が図られたこと、
二つ目は、認定審査会委員に専門的な人材が、確保されたということでございます。

広域連合と近隣の市町単独を比較した場合、保険料月額の基本は、広域連合が4,389円、粕屋町が4,400円、古賀市が4,700円、福岡市で5,362円となっております。

また広域連合で算出される本町の介護給付費としての負担額は1市町村単独で事業を行った場合の負担額より上回っておりますが、人件費等の負担額は大幅に下回り、連合会に支払う負担額の総額では変わりございません。

町単独となれば、人材の確保や電算システムの整備などが新たに発生するわけでございまして、広域連合よりもメリットがあるようには思えない状況であります。

もっとも、福岡県介護保険広域連合からの脱退につきましては、連合に参加している全ての自治体の同意が必要であることから、これまで合併の際の脱退しか認められておりませんで、合併後、新生柳川市から出された脱退の申し入れにつきましても、介護保険広域連合運営協議会において、取り下げられております。

以上のことから、本町は今後も広域連合構成市町村として、町民の皆様に安心して保険料を納めていただき、よりよいサービスが提どもできるようにさらなる努力を努めてまいります。

○議長（今泉 正敏） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） これまでの執行部の説明からすると、広域連合に入っていると足を引っ張られているというイメージがあったんですが今のところメリットが出て、いい結果を生んでいるというふうに解釈してよろしいのでしょうかね。

○議長（今泉 正敏） 町長。

○町長（三浦 正） 金額的には、住民個人からしてみれば、足を引っ張られているように思われているかもしれませんが、単独の事業体として、いろんな設備、いわゆる電算システム、それから、介護保険事業を取り組むいろんな諸施策を考え合わせますと、今、この保険料を払い、そして介護保険から、事業として私ども地域包括支援センターへの事業費負担をいただいておりますことから考え合わせますと、現状では、介護保険広域連合の中で、進んでいくことが得策であると思っておりますし、最後に申し上げましたように合併という事態がない限り、これは、当初の介護保険広域連合規約にうたわれている関係上、脱退はまず不可能だという状況もあることを御承知おきいただきたいという思いで申し上げました。

○議長（今泉 正敏） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 今、一保険者一同一保険料という大前提が今、A B C 3グループに分かれているということは、町長おっしゃったように、電算機器、それから、認定委員会、それから人件費、備品購入、このあたりは広域であって33市町村ですか、ここがおのこの、保険料を設定してサービスを選ぶという究極のグループ分けじゃなく三十三様ということも可能なのかどうかちょっと教えていただきませんか。

○議長（今泉 正敏） 三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま御質問がありました点でございますけれども、この第5次計画の中におきましても、厚生労働省はですね、一つの介護保険の組織の中で、三つの保険料があることは好ましくないということを再三言われております。

まして、私どもも今広域連合の理事会の中では、いずれの時期か、保険料は同一にしなければいけないという課題にも迫られているというふうな報告も受けております。

ですから、これにつきましては私どもは少なくとも、A B Cの三つの保険料で継続していただきたいということを、これは支部の会議の中でも、しっかりと私ども糟屋地区の参加しております介護保険広域連合の団体の町・議会で構成しております運営協議会の中で、再三、その辺については本部に要望するようお願いしておるところでございます。

ですから今、議員がお話いただきましたそれぞれの33自治体のそれぞれ現状に応じたっていう介護保険広域連合でのいろんな取り組みは多少不可能な状況であると思うところでございます。

難しいです。

○議長（今泉 正敏） 荒牧委員。

○議員（荒牧 泰範） 脱退も難しい。下手をすると3グループ分けも戻される。

ぜひともその3グループは死守していただきつつ、後期高齢者医療こちらもそうなんですが、先ほど松田議員の質問の答弁の中で、将来人口は減少する見込みである。今どの地区とは言いませんが、高齢化がもう飽和状態、非常に扶助費が、かさばって仕方がないという状態に篠栗町が陥るのが目に見えているとすれば、高齢者を減らすことは不可能ですんで、より出生率を上げる施策というのを、ぜひともとっていただきますよう、これも要望して、質問を終わります。

○議長（今泉 正敏） それでは、次に参ります。

質問順位 3 番、後藤百合子議員。

○議員（後藤 百合子） 議席番号 1 1 番、後藤でございます。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

読書意欲を高め、さらに図書館利用の活性化を図る取り組みをについて質問いたします。

近年、子どもや若者の活字離れが指摘されています。

スマホやゲーム、メールなどに明け暮れ、読書に親しむ子どもたちが減少傾向にあります。

我々子どものころは、今の手伝いをするか、そとで飛び跳ねるか、読書をして毎日を過ごすか、それしかなかった時代でもあります。

こうして思い出すのは、やはり楽しかった本や愉快的な本、勇気をもらった本などもう記憶もかすれてしまいましたが、心の隅に宿っております。

本はまるで自分が冒険したかのようにもなれるし、善行を積んで大金持ちになった主人公にもなります。英雄にもなります。本からいろんな世界に連れて行ってもらいました。一生かかっても経験しきれないことを仮想体験ですけどさせていただきました。今はほとんど読む時間がないけど、本を読むことの大切さは実感しています。

子どもの読書は子どもの健やかな成長に欠かせないと言われていています。子どもたちが電子メディア漬けにならず、健やかに育つよう、祈る思いでございます。

以前読んだ新聞に、小中学校における朝の読書運動は全国約 8,400 校まで拡大、いじめや不登校がなくなってきた。書店や図書館に足を運ぶようになってきた。読書は、落ちついて、スムーズに授業に入れる。学習に集中して取り組むようになったなどと、よい結果が出ていると書いてありました。

そこでお尋ねします。

図書館で借りた本の書名、利用日、著者などを書き込み、感想なども書き込み履歴に残すことができる読書通帳を導入する動きが各地で見え始めています。

何よりも、読書意欲を高めるよい効果が期待されています。30冊や50冊で満期になります。

滋賀県甲賀市図書館では、カウンターで、図書カードに1冊で1個の判子を打ってもらい、50個になると、特性のしおりがもらえるそうです。

夏休みともなれば、多くの子どもたちが利用します。あまり本を読まなかった子もよいきっかけになることと思います。

読書通帳の発行は無料、100円、300円など、また、配布年齢も、自治体によってさまざまです。大きな経費がかかりません。

広島市立図書館では、読書カード作成はダウンロードして誰でもつくれるようになっていました。自分で書き込めます。

また、岐阜県海津図書館・平田図書館のように、読み取り機が設置されていて、それに書き込むことができる場所もあります。

いずれにしても、これからもっと少子化が進む中で、図書館の貸出件数の減少傾向に歯どめをかけ、利用者の読書意欲を促進し、電子メディア漬けにならないよう、図書館利用を活性化させる読書通帳の導入を考えてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今泉 正敏） 1問目の質問がありました。

通告では、町長になってますが、西教育長よろしいですか。

西教育長に答弁を求めます。

○教育長（西 邦彰） よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの後藤議員の1番目の御質問、読書意欲を高め、さらに、図書館利用の活性化を図る取り組みをについてお答えいたします。

篠栗町立図書館の利用カード登録者数及び人口比は22年度が2万5,536人で80.7%、23年度が、2万5,738人で、81.6%。24年度が2万7,534人で87.1%と増加しておりますが、年間利用者数は22年度の6万4,396人に比べ24年度は6万884人で、3,511人の減。貸し出し冊数は、22年度の25万5,748冊に比べ24年度は24万6,216冊で、9,532冊の減となっております。

利用者数と、貸し出し冊数減少の要因といたしましては、最新の情報が簡単に調べられるインターネットの普及や少子化が考えられます。

また、社団法人全国学校図書館協議会が実施した第57回読書調査で、平成23年における1カ月の平均読書冊数は小学生、中学生、高校生がそれぞれ9.9冊、3.7冊、1.8冊と中学生以降が極端に減少しており、勉強や習い事、部活動等で読書時間の確保が難しいとの回答があったと報告されています。

町立図書館では、利用の促進と読書の推進を図るため、読み聞かせや生後10カ月の検診時に、本と図書館利用カードをプレゼントするブックスタート事業等の開催や人形劇の上演、小学生による図書館職員体験の実施、推薦本コーナーの設置、学校図書司書との連携情報交換のための図書部会の開催等を通して推進を図ってお

るところでございます。

また、26年度からの祝日開館とあわせ、エッセイ講座、布絵本講座の実施を計画しております。

御提案の読書通帳の導入は、お聞きしておりますと、登録者及び貸し出し冊数も増加し本を読む目標にもつながるとして、魅力を感じるとともに、効果の期待できそうな内容でございます。

早速既に導入済みの自治体からの情報を集めまして、実現に向けて検討に入りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） 再質問。後藤議員どうぞ。

○議員（後藤百合子） ご答弁ありがとうございます。

本当に活字離れていうか私たちも感じるんですけども、今の子どもたち、そして青少年の方たちはスマホの中で、チャットをやったりとか、いろんなことやるもんですから、どうしても、本当に活字離れて言うか、助詞がなかったりとか、もう簡単にワンフレーズで、やったとか、いったとか、うれしいとか、そういうふうなフレーズの言葉が多いので、やはりこの推進は大事なことだと思っております。楽しみにしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に参ります。

2番目の質問なんですけれども、青少年のインターネット依存対策について、厚生労働省は、中学生によるインターネット依存に関する調査を全国の中高生を対象に実施、中学生約3万9,000人、高校生約6万2,000人から回答を得、2013年8月に調査結果が発表されました。

調査では、問題や不安から逃れるためネットを使うかなど8問中5問以上に当てはまると依存の疑いが強いと分類、その割合は、中学生の6%、高校生の9%、中高生全体では8%となり、全国の中高生の数で計算すると、約52万人と推計しています。

また、男女別では、女子10%、男子6%、女子の高い理由は、チャットやメールを多く使うためと出ています。

日常生活や健康への影響に対しては、睡眠の質が悪いが59%と、依存がない人の約2倍近くとなり、午前中に調子が悪いと答えた人は24%と依存がない人の3倍近くとデータが出ております。

ネット依存の問題点は、昼夜逆転などによる不登校や欠勤、成績低下、ひきこも

りなどばかりでなく、睡眠障害やうつ病症状になるなど、精神面でのトラブルも引き起こすことになるほか、視力の低下や、長時間体を動かさないことで10代でも、筋力低下や骨粗しょう症といった身体症状の悪化を招くなどのおそれがあると指摘されています。

未来を担う青少年の健全な育成に支障をきたすことがあってはならないと心配するところです。

まず、町長に、今回のネット依存の調査報告書についての御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（今泉正敏） はい。2問目の質問に対して答弁を求めます。三浦町長。

○町長（三浦正） 本質問につきましても、教育長の部門であります学校教育課でいろいろ考えているところもございますので、引き続き、教育長から答弁をさせたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今泉正敏） はい。では、西教育長。

○教育長（西邦彰） それでは、後藤議員の2問目の御質問、青少年のインターネット依存対策についてお答えいたします。

厚生労働省が行った、全国10万人の中高生を対象にした、インターネット依存に関する調査結果では、自分で使用時間を減らすことができないや、やめようとしてもやめられないなど、自分の意思で利用をコントロールすることが難しい。ネットをしていないと不安でイライラして、日常生活に支障をきたすなど、病的な使用に該当する中高生が8%いることが報告されています。

本町において、このような報告は受けておりませんが、スマートフォンの普及や、ネット環境が整うことで、後藤議員が御心配のように、ゲームやブログ、メールなどに長時間没頭することによるインターネット依存や、健康被害などが広がっていくことを懸念しておるところでございます。

○議長（今泉正敏） はい、後藤議員。

○議員（後藤 百合子） 次に、青少年のスマートフォンを所有する割合やスマートフォンなどを通じて、インターネットを活用する割合及び平均的な利用時間が増加する傾向にあり、ネット依存への対策が課題となっていることから、文部科学省は2014年度から若者のインターネット依存症対策の新規事業として、青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業を創設しています。

青少年を取り巻く有害環境対策の推進の中で、青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業、新規で、1040万6千円ですが、これについては、青少年教

育施設を活用し、ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や、宿泊体験プログラム等を実施し、ネット依存対策の確立を図ることとなっています。

本町では、今後、どのような対策を行おうとお考えかお聞かせください。よろしくをお願いします。

- 議長（今泉正敏） 質問のやり方がですね、先ほど途中でやめられましたので、議員、今回から初めてですので、この際皆さん、他の議員の方にも関係しますので、ここで伝えておきますが、一般質問通告書は、まず最初に全文を読み上げていただくというふうにしてます。そして、あとは、小切れで、一問一答でやりとりしてもらって結構ですので、次回からは、今のようなやり方はやらないでください。西教育長答弁求めます。

- 教育長（西邦彰） 失礼いたします。

先ほど、お答えいたしましたような、全国的な状況に対しまして、本町におきましては、県の指導もとに、町内の小・中学校におきまして、専門家を講師として招聘し、情報モラル教育や、ネット依存による健康被害等について、保護者も交えた講演会を開催し、啓発を行っているところでございます。

また、福岡県新社会推進部青少年課が作成いたしました、考えて使う携帯ハンドブックを活用いたしまして、小中学校の各担任の先生方が解説をしたり、注意をして促しているところでございます。

一方家庭におきましては、小中学生にスマートフォンや携帯電話を使用させる場合に、保護者の責任でフィルターや使用時間制限を設けるなど、子どもたちを守るためのルールづくりを呼びかけるとともに、中学校の新入生説明会でも、保護者に購入の必要性を検討していただくことや、家庭での使用上のルールを決めていただくことについて、啓発を行っております。

ネットを使うことは若者の文化となっております。今後も、子どもたちが安全で健康的な使い方ができるよう、町内PTA連合会と連携しながら、指導を行っていくことが重要であるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

- 議長（今泉正敏） はい、後藤議員。

- 議員（後藤百合子） 現在そういった対策を講じておられるということで、安心したんですけど、篠栗町においては、依存症とか、依存とかいうふうな声は余り聞かえてきておりませんが、今後のそういった子どもたち心身ともに健康な子どもたちを育てるためにも、このことに関してはしっかりとまた力を入れていっていた

だきたいと要望して終わります。

以上でございます。

○議長（今泉正敏） 間もなく1時間経過いたしますので、10分間の休憩を挟みます。

（休憩 午前10時56分～11時06分）

再開 午前 11 時 06 分

○議長（今泉正敏） それでは、一般質問を再開いたします。

質問順位 4 番、横山久義議員。

○議員（横山久義） 議席番号 4 番、横山でございます。

今回から質問のやり方が、1 問1 答方式に変わり、質問するほうとしても、不慣れなため、少し、まごつくかと思いますが、質問及び答弁を明快にする意味で、非常によい方法だと思っております。

今までは、再質問は、2 回までしかできませんでした。したがって、答弁内容に不明朗な点があっても、貴重な 2 回の再質問のチャンスを使って、はっきりさせることはなかなかできなかったわけですが、今回からは、質問時間の制約はあるにしても、再質問の数に制限がありません。

ですから、質問に対し、的確な答弁がない場合や答弁内容に不明朗な点がある場合は、逐一確認することができるため、質疑応答のすれ違いがなくなるものと、期待しているところであります。

ただ、この一般質問の映像はリアルタイムでインターネットで配信されることから、一般質問の質を高める意味でも不明朗な点は、一度確認し、その上で再質問を行うようにしたいと思っております。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

ごみ処理施設クリーンパークの足元を谷に添って走る町道乙犬切通線は、途中で町道乙犬中園線に合流し、小林四つ角に至るわけですが、昨年 11 月、町道沿いの複数の住民の方から耐え難い異臭についての相談を受けたことがありました。

話しによりますと、時折クリーンパーク方面から悪臭が運ばれ、そのときは、洗濯物を屋外に干すこともできず、窓も締め切っていなければならないほどだったそうです。

悪臭は 2、3 年前からあったそうですが、だんだんひどくなっていくように感じられたため、相談したとのことでした。

また、相談者の 1 人は以前クリーンパークのプラントに勤務されていた経験があり、その方は、あれは、RDF プラントの臭いに間違いないと自信をもって話してくれました。

しかし、私はその話だけで、悪臭の発生源がクリーンパークだと決めつけるつもりはありませんが、全く無関係だとも言えないと思っております。

ですから、相談を受けて、すぐに地元選出の監視員を通し、施設に報告してもら

い、同時に町の担当課にもこのことは伝えていますが、それから、半年以上経過しているにもかかわらず、関係者への聞き取り調査すら行われていないようでありませぬ。

現在、プラントの稼働延長に向けての取り組みがなされているようですが、もしこの悪臭の発生元がプラントだった場合、稼働延長に大きな障害となることは明らかであります。

最もクリーンパークの稼働延長に関しては、次回まとめて質問したいと思っておりますが、この悪臭の原因がプラントでなかったとしても、そのほかにクリアしなければならない課題は幾つもあるかと思っております。

例えば、都市計画の線引きの見直しに関し、地元の強い要望があったことは、当時、地元と取り交わした協定書を読まれば、お分かりだと思いますが、これに関しては、次に見直す時に十分検討することで、納得していただいた経緯があります。

今進行中のマスタープランの見直しにそこらあたりのことは十分配慮されていると思っておりますので、今回はこの件についての答弁を求めるつもりはありません、質問が少し脇道にそれつつありますので、本題に戻しますと、悪臭の発生源が何であろうと、悪臭に悩まされ続けている住民の方を速やかに救済すべく、迅速な対応が求められていることは言うまでもありません。

この臭いの発生元の特定とその対策について、この半年間どのように取り組まれたのか、また、今後どのように対応されるつもりなのかを具体的に示していただきたいと思っております。

それでは、質問が終わりました答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦正） それでは、横山議員の御質問に答弁いたしますが、私はただいま、須恵町外2ヶ町清掃施設組合の組合長も兼ねておりまして、御質問の答弁をする際に、多少組合長の立場といたしましょうか、クリーンパークわかすぎの立場での答弁も入ってくるかと思っておりますけれども、その辺は御了承いただきながら、まずは、御質問に対してお答えしてまいりたいと思っております。

議員の御承知のとおりクリーンパークわかすぎのごみ燃料化施設は、可燃ごみを粉碎、乾燥、選別、成型、そして固定燃料として再生し、製造する施設でございます。

従来のごみ処理施設のように焼却することなく、適正な脱臭、廃棄処理システムにより、環境への問題も解決と、稼働当時に作成した施設のパンフレットにも説明

されているところでございます。

しかし、脱臭設備を整備し、臭気対策に万全を期している施設にもかかわらず、この施設につきましては、稼働当時から施設の敷地内において時折ごみの臭いがすることは施設の職員が体感していることでありまして、その日の天候や風向きにより付近の住宅地や、カブトの森公園等においても、ごみの臭いを感じる場合があり、時にはその臭いが強く感じられることもあるということも聞いておるところでございます。

組合では毎月1回、住宅地付近も含め、施設周辺の3カ所で臭気測定を行っておりますが、臭気指数は基準値内でございます。

しかしながら、臭いがする日があることは事実でありまして、その対策は重要だと認識しております。

平成21年度には、集じん脱臭機をオゾンスクラバーというものに変更し、機能強化を図ったほか、本年度は、悪臭の主な原因と思われる乾燥機から臭気漏れを防ぐために、乾燥機から脱臭炉への排気ガスダクトを1本から2本に増設いたしまして、乾燥機の廃棄効率を上げ脱臭前の臭気の拡散を防止する対策工事を行いまして、7月には完成する予定でございます。

また、現在もプラントメーカーや脱臭装置メーカーと協議を行いまして、臭気対策について研究を重ねているところでございます。

このような組合の対策強化によりまして、最近ではクリーンパークの臭い問題に関する苦情は、やや減ってきているとは思いますが、担当課が苦情を受けた際には、直ちに現地を確認いたしまして、組合に対応を要請するところでございまして、組合も活性炭の取りかえ時期を早めるなど細かい対応を行っているところでございます。

昨年12月、議員から御連絡をいただいた際にも、町と組合で協議を行いまして、地元の方には、組合の職員が状況をお聞きしたとの報告は受けております。

また、監視委員会においても、今後の臭気対策についての説明を行いまして、一定の理解を得たとのことでございます。

今後、このクリーンパークの諸問題につきましては、町と組合が連携を密にいたしまして、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（今泉正敏） まず、議長として、質問議員と町長にですね、先ほど町長がちょっと触れられましたけども、一部事務組合に直接の質問ができないという部分もありますので、やりとりの中に、ナイーブな部分が少し含まれると思いますけども、

その点、執行部も質問議員も注意していただきたいと思います。

はい、横山議員どうぞ。

○議員（横山久義） まず再質問に入る前に、ただいまの議長のから指摘を受けたことについてもですね、若干触れさせていただきたいと思うんですけども、今の、クリーンパークわかすぎがいわゆる建設を了解するときにはですね、地元との協議、あるいはまた覚書を取り交わしております。

確か平成11年の10月5日だったと思うんですけども、そのときの、いわゆる地元あるいは施設組合の方とですね、どういう方が署名捺印をされたかといいますと、地元は当然対策委員会の委員長、そして、関係3区の区長の計4名、そして、施設組合側の方は、当然、組合長ほか組合を構成する3町の町長がですね、おのこの署名捺印をしております。

これはどういう意味かといいますと、普通だったら、施設組合の組合長だけでいいかもしれないんですけども、それがなぜ関係する3町の町長が、署名捺印をするのかっていいますと、いわゆる、施設組合とそれを構成する3町は一体的なもんだという事、ですから、当然、情報も共有しよう、あるいはまた問題も共有しようじゃないかと、そして、各々の町に関係することは率先してですね、例えば議会等においてもですね、もちろん、施設組合の将来についてのどうのこうのとか、そういうことは、軽率には話はできないと思いますけども、それ以外の例えば今私が質問した内容みたいなことはですね、当然それは施設組合と篠栗町の担当課がですね、連携をします。

そういうことで、やっぱり問題を共有し対応に当たると、そういうことが当然なされてるということ前提にですね、町の方に私はお聞きしたということでございます。ですから私も、その質問する内容によってですね。施設組合の将来をどうだこうだというのを町長に聞くようなことはいたしませんけども、今回の場合は、町長もお答えできるというふうに思っておりますし、また、今町長の答弁聞きますと、クリーンパークからの臭いだろうというふうにお認めなってるということもありますけども、私は今クリーンパークからの臭いということをお断定できないんじゃないかなと、だから他にもっとあるんじゃないかなと、というのが、いろんな事聞けば言われるんですけども、例えば、雨上がりのときに、よく臭いがするよと、そう言われると、あそこにダイフクのいわゆる残渣物があります。それも影響してるのかなというふうに素人なりに、考えるわけですけども、いずれにしても、その発生源をですね、やはり早く特定をする、ということが大事だろうと。

そのためにはやはり、そのあたりの集落、合わせたって30軒ぐらいのものだと思うんですけど、おそらく狭い範囲に流れてきていると思うんですね。

たまにカブトの森のほうにもですね、漂ってくるという話を聞くんですけども、メーンはやはり町道を挟んだですね、狭い帯状の地域だろうと思っております。

ですから、そのあたり一帯の住民の方に、いわゆる調査っていうんでしょうか、聞き取りと言いましょうか、それを今町長は、担当課のほうでしてるといようなこと言われてますけども、私は、最近またいろんな方が話して、いや自分そこには来てませんよと、いうふうな話も聞きますんで、そういうことはないようにですね。やはり、クリーンパークと一緒に構いませんから、まずはどういう臭いなのか、そういうことを十分にやはり聞き取りをすることが、まず先決じゃないかと思っております。

その点について町長の考えをお聞かせ願いたい。

○議長（今泉正敏） 質問の意図はよろしいですね。三浦町長。

○町長（三浦正） ただいまの再質問についてお答えいたしますが、また答弁に際しても、そのクリーンパークの立場というものと重なっているところがあるかと思いますが、すいませんがお許しをいただいて答弁をいたしますが、クリーンパーク側といたしましても、臭気が出ているというのは、非常に課題としてとらえているところがございます。今、果たして、クリーンパークの臭気じゃないんじゃないかということをおっしゃってありますが、まずは私どももクリーンパーク側に要望し、クリーンパークといたしましても、まずは、この脱臭装置を改良して、7月までに稼働し、そして、臭気がどうなるかということを見ていくことが、先決ではなかろうかと思っております。

クリーンパークの脱臭機の改良につきましては、26年度の当初予算でクリーンパーク議会の議員の皆様方にも、御理解いただいて、当初予算で3町からの負担金を増やして、まず臭気の改善をやろうということで進んでおりますので、まず、この7月の改良が終わった段階で、臭気がどうなるかということ、また私どももクリーンパーク側に要望いたしまして、周辺地域の臭気の状態を確認してまいりたいと思います。

あわせて、今議員の話ではいわゆる乙犬切通線中園線近辺のところだけが、特にというお話でございましたが、私どもが認識しております臭気といいますのは、そこからおりてきまして、田んぼがありますから、その向かい側の尾仲のちょうど、6～7階ぐらいのマンションとかありますが、その辺のところも同様の臭気が

してるという苦情を再三お聞きしておるところでございます、その辺もあわせまして、いわゆる湿ったあるいは曇った風が多い日にどうしても、臭気が上に上がらずに漂っているところで流れてそういうところに臭気が、届いてるじゃないかという判断をしているところでございます。

そうしたことから、まずは、この臭気ダクトの改良ということに取り組んだわけでございます、その後また、臭気が継続しているようであれば、じゃあほかの原因があるのでしょうか、あるいは、もっと改良する余地があるのか、それは私どもの町の課題としても、先ほどお話がありましたダイフクの原因のことも兼ね合わせて、原因調査をしていくことになろうかと思っております。

まずは、7月改良した時点でどう変わるかということをご判断いただければというふうに思います。

○議長（今泉正敏） はい、横山議員。

○議員（横山久義） 7月に改良されるということ、私も今初めて聞くわけですが、当然、関係する住民の方も知らされていないと思っております。

ですから、はっきりすればですね、いつまでに改良しますと、その後、どうかということを、ぜひですね、気を付けとってください。

そういうふうな例えば文書でも構いません。乙犬に限らず、尾仲もそういうのがあればですね、そういうところにもですね、例えば、関係区長さんを通してですね、回覧板でも何でもいいですから、そういうものはやはり配布してですよ、周知徹底してもらって、後でまたいろいろと聞き取りをされるのがいいんじゃないかなと。

その点、確認の意味で。

○議長（今泉正敏） はい。

三浦町長。

○町長（三浦正） はい、いたします。

○議長（今泉正敏） はい、横山議員どうぞ。

○議員（横山久義） それからもう1点、お聞きしたいんですけども、クリーンパーク稼働して、10年以上たってるんですけども、少なくとも二、三年前まではですね、そういう臭気についての苦情がなかったんですね。

ということは、今まで最初につけた脱臭装置でですね、十分に臭気をとっていたと、ですから、最初から付けてる脱臭装置が、いわゆる容量が小さいという意味じゃないと思うんです。

結局それだけ余計に臭気が外に出てるようになった。ですからこれはプラント自

体ですね、やっぱりこう、まずどこに原因があるかわかりませんが、やはりどこかに原因があると私は思っております。ですから、脱臭機をより大きなものに取りかえるとかですね。

効率のいいものに取りかえて果たして根本的な改良がなされると言えるかどうか、そこらもあわせてですね、やはり検討をされたらいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、その点についてですね、これはもう施設組合のほうになりますので、施設組合のほうにそういうことも含めてお伝えいただけるかどうかだけ答弁をいただきたいと思っております。

○議長（今泉正敏） はい、三浦町長。

○町長（三浦正） また多少答弁が重なることをお許しいただきまして、答弁いたしますが、先ほど私の答弁で申し上げましたように、18年、19年からやっぱりちょっと臭いの問題ありまして、組合議会の中でも、視察にも行きまして、大阪のある施設の中の脱臭装置が非常に有効だということで、そこで、オゾンスクラバーという脱臭装置に変えた経緯があります。これが平成21年でございます。その後、またやっぱりいろいろ、脱臭装置の改良が必要であろうかということで、改善したわけございまして、施設は、当然のことながら、年を経ていく中で、老朽化する部分もございましょうし、大幅にメンテナンスするところも必要かと思っております。

その辺のところは、今回7月に完成する脱臭機能強化という工事だけでとどまるまかどうかっていうことは、クリーンパークに対して、引き続き注視して、しっかりと改善されるようにという要望を必ず、町長という立場で申し上げていきたいと思っております。

○議員（横山久義） これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（今泉正敏） それでは次に参ります。

質問順位5番、村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬敬太郎） 議席番号1番、村瀬敬太郎でございます。

以前から、わが町の行政手続の窓口運営に対しましては、平日昼間しかあいておらず、時間をつくるのが大変だ、転出入では、複数の窓口を行き来し、届書を書くのも大変だ。また、庁舎とオアシスを回らなくてはならず、不便だ等々の声を聞いております。

このような声は、わが町に限ったことではありませんので、全国各地の自治体で、定期的に開庁時間の延長を行うなど、対応がなされております。

近隣町では、須恵町、宇美町で取り組みが行われているそうでございます。

また御存じのとおり、粕屋町では、2010年7月から、インテリジェント型総合窓口サービスが始まりまして、先進的取り組みとして注目をされています。

住民はほとんどの手続を一つの窓口で完結でき、職員は事務作業と窓口対応を並行する煩雑さから開放され、事務効率も上がり、住民にも職員にもメリットが期待できます。

内閣官房では、2016年1月の社会保障税番号制度、マイナンバー制度というものですが、この導入により、容易にこの取り組みが可能になるとしております。

今後の篠栗町における、夜間窓口や総合窓口サービスなど、住民目線に立った窓口サービス、窓口運営の可能性をどのように考えか、お尋ねます。

○議長（今泉正敏） それでは答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦正） それでは、村瀬議員の住民目線に立った窓口サービス、窓口運営の可能性についての御質問がありましたが、それについてお答えいたします。

窓口業務は、多くの住民の皆様と接する重要なサービスでありますので、できる限り住民の立場に立ち、よい方向に改善していかなければなりません。

町では、これまでにローカウンターの設置などレイアウトの変更や番号札の発行、また、総合案内を設けるなど、利用される皆様の声を反映して、窓口サービスの充実に努めてまいりました。

また、住民課戸籍住民係だけでも1年間におよそ2万6,000人に上る方が窓口に来られますので、住民票の時間外受け取りのサービスを平成23年3月に開始いたしました。

このサービスにおける平成25年度の利用件数は159件と前年度と比較して56件増えまして、年々利用者が増加している状況にあります。

転出入時のオアシスへの移動に関しましては、必要な方の配慮は行いつつも、皆さんに御協力をいただいているのが現状でございます。

御指摘の総合窓口は、役場に来られた方が一つの窓口で用事を済ませることのできるため、住民ニーズの高い施策であることは十分に承知しておりますし、粕屋町の全国的にすぐれた先進事例を検討の参考にもしているところでございます。

平成21年に地方自治情報センターが、全国の自治体を対象に行った調査では、総合窓口の導入は、23%でございまして、業務システムの構築、庁舎フロアの改修、事務フローの見直しのうえにおいて、かなりハードルが高いようでございます。

特に、総合窓口が抱える問題としては、個人情報保護の観点から、例えば、国民健康保険の個人情報を他の課の職員が見ることが難しいこと。

また、総合窓口で手続が完結しない専門性の高い手続もあり、総合窓口で取り扱える業務がある程度限られてしまうこと、さらに、一人の職員で、国民健康保険、国民年金などの業務のほかに、介護保険や税務などの業務を理解して行うのは能力的になかなか難しいこともありまして、実現に際しては、職員の増員が必要であることも挙げられております。

一方、平成28年1月から利用開始されますマイナンバー制度につきましては、その導入の効果として、情報連携による行政事務の効率化のほかに、年金の各種手続や、手当申請時などに求められる所得証明書などの添付書類が不要となるなどの住民の利便性の向上が挙げられております。

そして最も大きなポイントとして、例えば、プッシュ型の行政サービスと呼ばれる特定の所得階層で、あなたはこういうサービスが受けられますよといったことを能動的に伝えるようなサービスが、実現できると言われております。

窓口サービスで重要なことは、役場に来られた方がわかりやすく利用しやすい窓口で早く用事を終わらせることだと思います。

しかしながら、人件費や業務システム改修を含む経費の削減を行いながら、住民サービスの維持向上を実施していくことが求められているわけですから、効率的に時期を見ながら、導入していくことが必要となっていくわけですから。

以上のことから、夜間窓口など時間延長の件も含めまして、このマイナンバー制度に合わせて、総合窓口の導入など、庁舎内における情報連携をぜひ積極的に進めていき、住民サービスの一層の向上に努めていけるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、当面は、現在取り組んでおります包括業務委託によりまして、民間事業者の持つノウハウを窓口サービスへ反映することを進めながら、現行体制による親切丁寧、迅速な窓口サービスの対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（今泉正敏） 村瀬議員。

○議員（村瀬敬太郎） 人口減少の傾向の中で、住民サービスによって、その場所を選ぶという方もですね、増えていると聞いております。

職員の皆さんもですね、少ない人数の中で一生懸命働いておられるし、残業も多いというふうに聞いております。

この分野でもですね、住みたいまち一位と言われるようにですね、町長が発奮し

てらっしゃるのは、十分伝わってくるわけですが、職員の皆さんもですね、さらなる発奮を期待したいと思っておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（今泉正敏） 町長、はい。

○町長（三浦正） 今議員が質問いただいたことにつきましては、ここにいる課長が全て十分理解したと思っておりますが、1点だけ、最初の答弁で申しておりませんでした。私どもの町の役場の庁舎が1万5,000人規模のときにできた庁舎でございます。現在3万1,600人をやや切るといふ人口の中で、この庁舎の規模で行っていくこと、いわゆるスペースが非常に狭いということの中で、総合窓口であるとかいろんな機能を強化させることに多少なりとも限界を感じてるところも事実でございます。

そうしたことから、毎年、私どもは課の統廃合、係の統廃合あるいはいろんな機能の統合等を検討していきながら、できるだけ、いわゆるオアシスでやっける部分の当初受付だけでもこちらでできないだろうかとかいうことも含めて、できるだけ、住民の皆様が便利に利用していただけるような対応を今後も考えていきたいというふうに思っております。

ただ、いかんせんスペースが非常に狭い庁舎であるということは御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（今泉正敏） はい、村瀬議員。

○議員（村瀬敬太郎） 住民目線でこれからも考えていくというような答弁だったかと思っております。

これからもですね、住民サービスの向上に向けてですね、尽力いただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（今泉正敏） それでは次に参ります。

質問順位6番、飯田浩二議員。

○議員（飯田浩二） 議席番号2番、飯田でございます。

住居表示の実施についてお尋ねします。

市街化区域の住居表示変更について、平成16年3月に関係する7区長の連名で、住居表示の実施に係る要望書が提出されました。

その後、住居表示の実施に向けた取り組み等の進展が見られないことから、平成18年12月議会において、一般質問が行われました。

現在、篠栗町では、大字と地番を用いて、住所を表していますが、地番が順序よく並んでなく、住所を聞いただけでは、場所の特定が難しい状況にあります。

住居表示を実施することで、安心安全のまちづくりの観点からも、災害発生時や、救急車が必要な場合、警察などの緊急車両が目的地を見つけやすくなります。

より早く現場へ向かうことができます。

また、電柱や壁などに表示板を取りつけることで、高齢者や子どもでも、現在地の特定が容易になります。

以上のようなことから、都市部における防犯、防災のツールとしても非常に有効だと考えます。

ほかにも、郵便や宅配便などの配達が容易になり、誤配や遅配が少なくなります。

私のところもそうですが、地域の料飲店組合や新聞、牛乳などの配達業務に関わる方々も助かるのではないのでしょうか。

先ほど申した平成18年12月議会において、住居表示の実施について、町長は、早晚取り組んでいきたい一つの大きな案件と答弁してあります。

しかしながら、現在に至りましても、住居表示に関する取り組みが行われていないようなので、当時の町長答弁をもとに、5項目の質問をさせていただきます。

1、先ほど住居表示の実施によるメリットを簡単に述べましたが、住居表示の必要性をどの程度認識されておられますか。

2、平成18年度の時点で、宇美町、志免町、粕屋町、新宮町、古賀市が、住居表示変更に着手していました。

現在、糟屋郡内近隣自治体の実施状況はどのようになっていますか。

3、平成17年度には調査費として予算計上されていましたが、未執行となり、18年度は、予算計上を見送られております。

19年度は実施に向けた長期計画が定めてあるはずですが、どのようになっていますか。

4、要望書の提出から既に10年が経過しました。

これまでなぜ取りかかれなかったのでしょうか。

答弁の中で、10年間で2億円近い費用がかかると試算されていました。

予算確保の問題が住居表示に着手できなかった理由だったとも考えられます。

もし、予算以外にも理由があったのであればお聞かせください。

5、まちづくり住民説明会において、町長の説明の中で、28年問題は片づいた。攻めの予算組みが可能になったということでした。

現在、篠栗町が地域防災計画の見直しや、山間部での土砂災害防止などに積極的に取り組んであるのは大変すばらしいこととあります。

そこに、町部での水路整備などハードの整備とあわせ、住居表示のソフトの整備を進めると、安心安全のまちづくりがさらに前進するのではないかと考えます。

以上、答弁を求めます。

○議長（今泉正敏） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦正） それでは、飯田議員の住居表示について御質問にお答えいたします。

住居を表す方法といたしましては、先ほどにもお話がありましたように地番による方法と住居表示による方法の二つがございます。

昭和37年に住居表示に関する法律が制定されまして、それまでの土地の地番を住所として表す方法から、基準に沿って家屋や事務所等に住所のみに使う番号を付けその番号をもとに、住所を表する方法が住居表示制度でございます。

それでは、五つの質問がございましたので、順を追って答弁してまいりたいと思います。

まず1番目についてですが、街区内に整然と規則どおりに番号を付け、見やすい場所に表示板を設置し、住居表示を行うことにより、郵便物や宅配業務がスムーズに行えることや、家や会社を容易に見つけられること、また、消防車や救急車パトカーなど緊急車両が早く現場に救急することが可能になることなどのほか、行政事におきましても、住民の表示わかりやすくなることにより、さまざまな効率化が図られるものと考えております。

2番目の御質問におきましては、糟屋地区内の住居表示の実施状況でございますが、古賀市、宇美町、志免町、粕屋町、新宮町が住居表示整備事業を実施してございまして、古賀市、宇美町、志免町、新宮町では、整備計画の80%以上が完了しております。

粕屋町は約50%弱が完了してございまして、須恵町、久山町は未実施となっております。

3番目の御質問では、本町におきましては、平成19年度に住居表示整備計画を作成いたしました。

実施予定区域、長期年次計画、住居表示方式の選定、住居表示の表し方など、住居表示の実施における事業の方向性について、計画をいたしましたが、その計画の実現までには至っていないところでございます。

4番目の御質問で、計画の実施に至っていない主な理由といたしましては、これまでの厳しい財政状況の中で、本事業の実施に要する費用、他の事業含めたところで勘案していくと、本事業についての協議がテーブルにはあるものの、どうしても慎重な協議となって、その先に進んでいかなかったところによるものでございます。

最後の御質問で、皆様方の御理解と御協力をいただきながら、近年は町の財政状況もよりよい方向に進んでおりますが、その反面まだ、やらなければならない事業も数多く存在しております。

その事業の一つに、将来にわたる住居表示も含まれると考えております。

平成27年には我が町は合併60周年となるわけでございますが、それに向けての幾つかの記念事業を取り組むこととしておりますが、やるべき事業を住民、関係機関、各種団体などの御意見を参考にして、優先順位を決定して進めていきたいと考えております。

その中に、篠栗町住居表示整備計画も織り込みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏） 飯田議員。どうぞ。

○議員（飯田浩二） 平成18年の答弁の中に、早晚取り組んできたいと、おっしゃられてまして、配付されたタブレットで「早晚」を調べてみますと、早かれ遅かれとか書かれてました。

もう既に10年が経過しています。

住居表示を実施するには条例の制定や審議会の設置など、事務もありますし整備は10年を超える長期間にわたる取り組みであります。

私は、即急に事業体制を整えて着手すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（今泉正敏） 町長、どうぞ。

○町長（三浦正） 先ほど答弁したとおり、平成27年度記念事業の一環として、そのテーブルに上げるよう、これから関係機関と協議を進めてまいりたいと思います。

○議員（飯田浩二） これ以上10年もたたないうちに早く実現してもらおうことをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（今泉正敏） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

散会 午後0時01分

平成26年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月10日(追加議案)

平成26年 第2回 定例会 会議録

日時 平成26年6月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義			6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

5番 大楠 英志

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	西邦 彰	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	立花 博友	会計課長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	村嶋 茂則	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長補佐	平山 智久
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 次長 松岡 秀策

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏） おはようございます。

本日は、大楠英志議員が入院のため欠席ですが、定足数に達しておりますので、開議は成立いたします。

なお執行部では、井上こども育成課長が欠席のため、平山課長補佐が代理出席しております。

本日の会議を開きます。

お手元に配付のとおり、町長から追加議案が 1 件提出されております。

本日の日程はお手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

日程に従い、議事を進めます。

○議長（今泉 正敏） 日程第 1、議案の上程をいたします。

本日、町長から提出された議案は、議案第 41 号の一議案でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦正） おはようございます。

本日、提案しております追加議案第 41 号について説明いたします。

議案第 41 号は、平成 26 年度篠栗町一般会計補正予算第 2 号についてであります。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,014 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 93 億 29 万 9,000 円とするものであります。

歳入につきましては、普通交付税 2,014 万 5,000 円を増額補正するものであります。

歳出につきましては、総務費、賦課総務管理費 2,014 万 5,000 円を増額補正するもので、予定納税された法人町民税につきまして、多大な還付金の支払いが発生したため予算計上するものであります。

以上が、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（今泉正敏） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑ございますか。質疑ないようですので、質疑を終わります。

○議長（今泉正敏） 日程第 2、議案の委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第 41 号の補正予算につきましては、ただいま設置しております予算特別委員会に追加付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よってそのように付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時05分

平成26年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月13日(採決)

平成26年 第2回 定例会 会議録

日時 平成26年6月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義			6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

5番 大楠 英志

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	立花 博友	会 計 課 長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	村嶋 茂則	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長補佐	平山 智久
栗の子保育園長	萩尾 一男	産 業 観 光 課 長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博 文	上 下 水 道 課 長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社 会 教 育 課 長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長 清原 眞也 次 長 松岡 秀策

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏） おはようございます。

本日は、大楠英志議員が入院のため欠席ですが、定足数に達しておりますので、開議は成立いたします。

なお執行部では、井上こども育成課長が入院のため、平山課長補佐が代理出席しております。

本日の日程に入ります前に、6月9日に行いました、一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） おはようございます。

ご報告いたします。

議案第30号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の内容としましては、国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金分を2万円引き上げて16万円に、介護分を2万円引き上げて14万円に改正し、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者を含まない世帯は67万円、同被保険者を含む世帯は81万円を賦課限度額とするものです。

また、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯平均割額を軽減する所得判定

基準について、5割軽減基準については、24万5,000円を乗ずる被保険者数に世帯数を含めるとともに、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を45万円にすることとしたものです。

なお、本条例は、平成26年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長（今泉正敏） 日程第2、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○委員長（松田國守） 報告いたします。

議案第31号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について、本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例（昭和30年条例第3号）及び篠栗町税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第7号）並びに篠栗町税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第10号）の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

今回の改正の主なものとしては、昭和59年以来30数年ぶりに、軽自動車税の税率を引き上げるといふものです。

これは、平成27年4月1日以降に新車登録した軽自動車についての税率を引き上げようとするものであり、一般的に多く利用されている自家用乗用車の場合を例にとれば、現行7,200円の軽自動車税が、今回の改正により、1万800円へと現行の1.5倍に引き上げられるものであります。

また、その他の車両についても、約1.25倍から1.5倍の引き上げを行うものであります。

さらに、環境性能にすぐれた、自動車を普及していく観点から、初めて登録された月から起算して、14年間経過した軽自動車に対しては、1万800円の約1.2倍にあたる、1万2,900円を課するものであります。

今回の改正においては、ほかに法人住民税、法人税割の税率の引き下げ、固定資産等の課税標準の特例措置など、多岐にわたる改正が行われております。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行されますが、ただし書きで、一部の改正事項において、施行期日が別途定められております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長（今泉正敏） 日程第3、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告します。

議案第32号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

補正予算の内容は、国民健康保険税の収入不足により、平成25年度の国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成26年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金1億6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,159万6,000円とするものです。

詳細については、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長（今泉正敏） 日程第4、議案第34号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第34号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）が平成24年6月27日に公布され、一部が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求められたものであります。

内容は、同条例別表第2中、障がい程度区分認定等審査会を障がい支援区分認定等審査会に改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第5、議案第35号、損がい賠償額の確定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 議案第35号、損がい賠償額の確定について、本議案は、篠栗町内の訪問宅駐車場で、公用車がカーポートに損がいを与えた物損事故について、損がい賠償額を確定するため、地方自治法第96条第1項13号の規定により議会の議決を求められたものであります。

事故の要因は、去る平成26年2月13日、乳児訪問のため、相手方駐車場に駐

車する際、運転を誤り、公用車がカーポートに接触した物損事故であります。

示談の内容は、篠栗町が、相手方に対し、本件事故に関する一切の損がい賠償金として、金 5 1 万 8 4 0 円を支払うものです。

この損がい賠償金は、加入している保険から補てんされます。

職員のマナーの再指導と損がい賠償保険事務の再確認を委員会で指摘しております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏） 委員長。

最初のころのですね、地方自治法第 9 6 条第 1 項、の間に第が入りましたのでそこは削除させていただきます。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第 6、議案第 3 6 号、平成 2 6 年度篠栗町一般会計補正予算第 1 号についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第 3 6 号、平成 2 6 年度篠栗町一般会計補正予算第 1 号について、本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ 8, 0 6 5 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 2 億 8, 0 1 5 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち、普通交付税 4, 8 3 2 万 9, 0 0 0 円を、国庫支出金のうち、社会保障税番号制度システム整備費補助金 1, 3 0 0 万円を、

県支出金のうち、再生可能エネルギー導入促進事業補助金 492万4,000円、諸収入のうち、総務課雑入 1,440万円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出につきましては、総務費において、再生可能エネルギー対策事業費 491万6,000円、ITインフラ管理費の通信運搬費 363万9,000円、社会保障税番号制度事業費において予算の組み替えとあわせて 3,507万5,000円を、商工費において地域振興券プレミアムの補助金 100万円、観光公衆トイレ整備工事費に 3,218万4,000円を、教育費において篠栗小学校及び篠栗北中学校の維持補修工事に 248万7,000円を、各行政区公民分館に AED 設置借上料 132万7,000円を、また、人事異動等による人件費 1,609万4,000円をそれぞれ増額補正し、繰出金のうち国民健康保険特別会計繰出金 404万円を減額、後期高齢者医療特別会計繰出金 881万2,000円を追加し、公共下水道事業会計繰出金 1,003万8,000円を減額補正するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第 7、議案第 37 号、平成 26 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第 37 号、平成 26 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について、本議案は、平成 26 年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ 404 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 7,755 万 6,000 円とするもので、人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 37 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第 8、議案第 38 号、平成 26 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第 38 号、平成 26 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について、本議案は、平成 26 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ 881 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7,115 万 7,000 円とするもので、人件費の補正であります。

詳細については、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第9、議案第39号、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算第1号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第39号、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算第1号について、本議案は、既決の予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額から、人事異動及び起債償還の額・率・借入れ先等の確定に伴い、収益的収入1,003万8,000円を減額し、収益的収入の予定額は8億1,806万円とし、収益的支出1,091万1,000円を減額し、収益的支出の予定額を7億9,479万4,000円とするものであります。

また、既決の予算第4条に定められた資本的支出の予定額から87万3,000円を追加し、資本的支出の予定額を4億170万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第10、議案第40号、平成26年度篠栗町水道事業会計補正予算第1号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第40号、平成26年度篠栗町水道事業会計補正予算第1号について、本議案は、既決の予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額から、人事異動に伴い、収益的支出32万2,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億2,175万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第11、議案第41号、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第2号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第41号、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第2号について、本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ2,014万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億29万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税2,014万5,000円を増額補正するものであります。

歳出につきましては、総務費において、法人町民税の予定納税分につきまして、確定申告により還付の発生に伴い、徴税過誤納金還付金2,014万5,000円を増額補正するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第12、推薦案第1号、篠栗町農業委員会選任委員の推薦についてを議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原眞也） 推薦案第1号、篠栗町農業委員会選任委員の推薦について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第2号の規定により、議会が推薦していた委員の任期が平成26年7月19日に任期満了となるため、委員（4名以内）の推薦を求める。

平成26年6月5日提出。

篠栗町議会議長今泉正敏。

提案理由、平成26年7月19日に任期満了となるため。以上でございます。

○議長（今泉正敏） 本推薦案については、6月5日の議会全員協議会において、地方自治法第118条第3項の規定により、指名推選とすることに決しておりますので、議長が指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

農業委員会選任委員に、高巢礼子君、萩尾由紀子君、大楠英志君の3名を推薦したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました3名を農業委員会選任委員に推薦することに決定いたしました。

ただいま推選しました委員の住所・氏名・生年月日を議会事務局長に報告させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原眞也） 報告いたします。

まず、1人目、糟屋郡篠栗町大字尾仲1086番地1、高巢礼子、昭和30年9月26日。

2人目でございます、糟屋郡篠栗町大字萩尾827番地、萩尾由紀子、昭和30年1月2日。

3人目でございます、糟屋郡篠栗町大字萩尾180番地4、大楠英志、昭和23年9月13日。

以上でございます。

○議長（今泉正敏） 日程第13、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があればお受けいたします。

質疑ありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

○議長（今泉正敏） ここで、地方自治の振興に寄与された功績により、松田國守議員、阿部寛治議員、草場謙次議員、大楠英志議員の4名の方に対し、糟屋地区議長協議会より表彰状並びに記念品が贈られておりますのでご報告し、この場を借りまして表彰状の伝達式を行いたいと思います。

受賞された議員の皆様前は前の方をお願いいたします。

○議長（今泉正敏） それでは、受賞された皆様、順次、一言のコメントをお願いいたします。

○議員（松田國守） 松田でございます。

ただいま表彰をいただいて、初めてこの文言を知り、驚いております。

と申しますのは、地方自治の振興発展に寄与され、特に大きな功績を、どれだけの功績を残したかなと思ってます。これちょっと恥ずかしい思いです。

穴掘って地にもぐりたい心境でございますが、いずれにせよ、この10年間、今

は12年目に入っているわけですが、この期間、町長はじめ、執行部の皆さんの、温かいといいますか、大目に見られた私の議員としての資質ですか。

こういったことに対して、先ほど言いました、大目に見ていただいたおかげだと思います。また先輩議員諸氏のいろんな指導に導かれまして、このようなことができたと思います。

ともあれ、やはりこの10年の間に功績、良かったことや、悪かったことしなかったから残っているのではないかと考えておりますが、この表彰をされたことについて、これからの叱咤激励というふうに受け取りまして、残された任期9か月をしっかりと励んでまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（今泉正敏）　どうぞ。

○議員（阿部寛治）　阿部でございます。

10年ってあっという間だったです。

あの当時、私は、あぶら汗と汗をかいて、一期4年を務めました。

しかし、そのあぶら汗と汗が議員として間違いのない自信に変わっていったという事は、正直自分で思っております。

その後、10年こうやって議会もどこの町議会にも負けないような、立派な、議会、ネット中継も、いろいろできるようになり、決して、恥じぬ篠栗町議会だと、私は感じております。

最後になりますけど、2025年問題という、国が抱えている、大きな問題があります。

これを乗り切るために、今、国は大変な改革を断行しようということでやっていくだろうと思います。

特に、団塊の世代である、ここにおける、何人かの人だけが引っかからない、人たちはあと10年後、医療、介護、年金という中で、ひょっとしたら、もう入院する病院もない、介護も受けられんというようなことも、覚悟して、この日本を、将来担う人達のために残していかなくちゃならないんじゃないかと思っております。

お互い執行部も議会側も、公金をもって仕事をしてるわけですから、町民のためになる、安心安全、そういうことを考えて、議員側は特に重箱の隅を突っついたような意見を言わず、建設的な考え方を持ってやっていこうということを思っています。

どうか皆さん方も賛同していただきたいと思っております。

そして、執行額側も、緊張し、公金をもって自分たちの仕事をしてるんだということで、町民に恥じないような、役場の職員になっていていただきたいと思いません。

ちょっと厚かましいようなことを言いましたけど、これで感謝の言葉として終わります。

○議員（草場謙次） 本日、このような立派な賞をいただき、まことにありがとうございます。

これから先も、篠栗町のために、しっかり汗をかき、働いてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○議長（今泉正敏） 受賞されました議員の皆様、大変おめでとうございました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦正） 平成26年第2回定例会の閉会にあたり、御挨拶を申し上げます。

長期間にわたる御審議まことにありがとうございました。

専決処分3件、人権擁護委員の推薦、条例の一部改正、損がい賠償額の確定、追加議案を含め補正予算6件の上程いたしました12議案全てにつきまして可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

本定例会の一般質問の中で、「2040年に全国896の市町村が消滅の危機に直面するというショッキングな発表がありました」と申し上げます。

これはマスコミが896の市町村が消滅するという「消滅する」ということのみ注目して取り上げた断片的な報道によるものであります。

私たち地方行政に携わる者として、正確に理解しておく必要があると感じておりますので、少し詳しく御報告いたします。

日本創成会議人口減少問題検討分科会が5月8日に発表いたしました「ストップ少子化・地方元気戦略」～成長続ける21世紀のために～という提言において、戦略の基本方針と主な施策という副題をつけて、大きく三つの提言がなされております。

1 番目がストップ少子化戦略、基本目標を国民の希望出生率の実現に置く。

二つ目として、若者が結婚し子供を産み育てやすい環境づくりのため、全ての政策を集中する。企業の協力は重要な要素。

三つ目として、女性だけではなく男性の問題として取り組む。

次に、新たな費用は、高齢者世代から次世代への支援の方針のもと、高齢者対策の見直し等によって対応する。

大きな2番目として、地方元気戦略です。

一つ目が基本目標を地方から大都市への人の流れを変えること。

特に、東京一極集中に歯どめをかけることに置く。

二つ目が選択と集中の考え方のもとで、地域の多様な取り組みを支援する。

大きな三つ目が女性人材活躍戦略、女性や高齢者、海外人材の活躍推進に強力に取り組む。

この三つでございます。

そして、この戦略を長期的かつ総合的な観点・視点から、政策を迅速に実施するため、内閣に総合戦略本部を設置し、長期ビジョンと総合戦略を策定するとしています。

また、地方において、地域戦略協議会を設置し、地域版長期ビジョンと地域版総合戦略を策定するものであります。

この提言は、その内容に非常に厚みがあり、各項目において私たちが今後とるべき方向性について重要な示唆を与えてくれています。

人口減少社会の実像と、今後の対応のあり方に関し、根拠なき楽観論や悲観論ではなく、正確かつ冷静に認識する必要があると記してあります。

そして、最後の参考資料として人口減少の要因について三つの指摘があり、まず1番目、地方の人口減少の最大要因は、若者の大都市への流出、人口流出の動きは地方と大都市の経済雇用格差に深く関連している。

2番目として、地方から大都市への若者の流出は、人口減少に拍車をかけている。

3番目として地方からの人口流出がそのまま続くと、人口の再生産力を示す若年女性（20歳から39歳）が2040年までに50%以上減少する市町村が896、全体の49.8%に上ると推計される。これらの市町村は幾ら出生率が上がっても、将来的には消滅する危険性が高い。一方で、大都市特に東京圏は東京近郊を中心に、高齢化が一挙に進むことが予想されている。

以上が全体の内容でございます。

この最後の部分だけがクローズアップされてしまったわけでありまして。

私は、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の提言、ストップ少子化・地方元気戦略～成長続ける21世紀のため～を読んで、これは自分たちが立ち向かうべき大きな課題の提示である、我が町でできることは何かを真剣に協議し、実践してい

かなければならないと実感いたしました。

議会の皆様とともに勉強する機会を設けることができればと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

開会日の諸情勢報告の中で述べましたが、最近、特に職員の事務処理におけるミス等が目立っております。

予算審査の際に、それぞれの課長が複数の目によるチェック等を実践し、再発防止に努めると申し上げましたが、当然そうあるべきことを反省の中で申し上げなければならないことは、町行政の最高責任者たる私といたしましても、慙愧の念に堪えません。

今後は、当たり前前を当たり前前に継続して行い、業務遂行レベルの維持向上を図ってまいることをご約束いたします。

ただいま糟屋地区議長協議会表彰をお受けになられました松田國守議員はじめ4人の議員の皆様まことにめでたうございます。

今後とも、永年の経験を生かしていただき篠栗町のさらなる発展に御尽力賜りますよう、何とぞよろしく願いいたします。

最後に、議員各位におかれましては、多くの方が行き交う自然豊かな福岡都市圏の代表的な町、篠栗町の持続可能な発展のために、自治の両輪としてさらなる御協力を切にお願いいたしまして、平成26年第2回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長（今泉正敏） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成26年第2回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時02分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

後藤 百合子

篠栗町議会議員

荒牧 泰範
